

京都市告示第 64 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成30年 4月19日

京都市長 門川 大作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	梅津水0118号	右京区梅津後藤町24番地の2地先 同町45番地の1地先	
2	小野水0045号	北区小野下ノ町1番地地先 同町3番地地先	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	鹿ヶ谷水0006号	左京区鹿ヶ谷徳善谷町4番地の1の1地先 同町4番地の10の乙地先	
2	平野水0003号	北区平野上柳町60番地の2地先 同町60番地の4地先	

(建設局土木管理部道路明示課)